

第九十六回国 参議院農林水産委員会會議録第十七号

昭和五十七年七月二十九日(木曜日)
午前十時十三分開会

委員の異動

七月十四日
辞任 山田 譲君
補欠選任 坂倉 藤吾君

七月二十八日
辞任 中村 禎二君
補欠選任 川原新次郎君

七月二十九日
辞任 熊谷 弘君
補欠選任 板垣 正君

田原 武雄君
関口 恵造君

出席者は左のとおり。

委員長 坂元 親男君
理事 下条進一郎君
宮田 輝君
村沢 牧君
鶴岡 洋君

委員 板垣 正君
岡部 三郎君
川原新次郎君
蔵内 修治君
古賀雷四郎君
関口 恵造君
三浦 八水君
勝又 武一君
川村 清一君
藤原 房雄君
下田 京子君

國務大臣

農林水産大臣 中川 一郎君
時代理

政府委員 農林水産政務次官 成相 善十君

農林水産省経済局長 佐野 宏哉君

事務局側 常任委員会専門員 安達 正君

説明員 厚生省社会局保健課長 加藤 栄一君
農林水産省経済局農林協同組合課長 古賀 正浩君

本日の會議に付した案件

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る七月十四日、山田譲君が委員を辞任され、その補欠として坂倉藤吾君が選任されました。
また、昨二十八日、中村禎二君が委員を辞任され、その補欠として川原新次郎君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括議題といたします。

兩案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○勝又武一君 兩法案のうち、私は農林共済につきましても、本年の七月十四日、共済年金制度基本問題研究会の意見が大蔵省に出されておりますが、農林省としてはすでにお説みになったと思っておりますので、この中に遺族年金の寡婦加算、これについてどのように触れておるかお聞きをしたいと思っております。

○政府委員(佐野宏哉君) 寡婦加算につきましては特段の言及はいたしておりません。

○勝又武一君 私は農水委員会での質疑はきょうが初めてです。そこで、この農林共済設立の三十三年度以降の會議録や、特に昨年度の衆参の農水委員会の會議録、これをよく読んでみました。ここにありまされ、昨年の参議院の五月二十六日の当農水委員会、遺族年金の寡婦加算等につきまして村沢委員あるいは中野委員等がお聞きをしておられます。松浦局長は、いまはどこか違うところにおられるのでしょうか、再三にわたってこう言っているんですよ。この問題について共済年金制度基本問題研究会の學識経験豊かな先生方に御依頼してありまして、五十七年にこの結論が出ますので、それによって寡婦加算の問題、遺族年金の改善について改正を図ってまいりたい、こう答えているんですよ。この會議録に間違いありませんね。

○政府委員(佐野宏哉君) そのとおりでございます。

○勝又武一君 そうするとどういふことになるんですか。松浦局長は村沢委員や中野委員の質問に、この問題については経験豊かな基本問題研究会に御依頼してあったと、五十七年にはそのことについて詳しく出ると、こう言っていたというんですけれども、本日に御依頼していたんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 基本問題の検討として包括的にあらゆる論点は御審議を賜るようお願いをいたしております、当然寡婦加算の問題も含まれております。

○勝又武一君 冗談じゃないですよ、あなた。そんなことを聞いているんじゃない。僕は會議録をちゃんと見まして、それについて包括的に意見を聞くとは言っていないんですよ、松浦局長は。局長読まれましたか、これ。昨年の會議録を、一ちよつとお待ちください。學識経験豊かな諸先生方に御依頼をした、この意見書の方は何ら触れていない、そうすると、本日に御依頼をしようという問題については触れなかったのか、どちらかでしょう。どちらにしても出なかったとすれば、村沢委員なり中野委員なりは昨年のこの五月二十六日のときには松浦局長の答弁で終わっているんですよ。これはどうなるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どももいたしましては、基本問題研究会に検討をお願いいたしました中身の中には、共済年金のあり方、すなわち給付水準とか給付要件、そういうものについて検討をお願いしております、寡婦加算というの当然給付水準、給付要件の一つの要素でございますから、検討をお願いした事項の中に含まれておるわけでございます。

○勝又武一君 そういふあなたの話を聞いていると、去年の局長はその場しのぎの答弁しかしたかったというようになりますよ。そうでしょう。明

らかにこれは会議録を私は読み上げたでしょう。限定しているんですよ、一般的なことを聞いたんじやなくって。遺族年金の改善、寡婦加算については、そうちゃんと断わっているんですよ。そうして、それについてはこの基本問題研究会に御依頼してあるんだと、出してないでしょう。それが出たら具体的な改善案を検討するというんだから、出なかつたらどうしてくれるんですか。そうしないと去年のこの委員会での議論というのは全くごまかされた、こういうことになるんじやありませんか。それともこの基本問題研究会は別途何かほかのこの問題についての意見を出しているのか。五十五年六月十三日から二年間、三十二回の全体会議と十二回の小委員会を開いて検討しているんですよ。触れてなかつたら去年の松浦局長の答弁は、いまはあなたが局長でしようけれども、どうしてくれるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 共済年金の基本問題研究会におきましては、年金制度のあり方をいろいろ御検討になりました結果、現在の年金財政の状況というのが次の世紀を展望して考えますと財政的に非常に危険な状態にある。それでその問題に対処いたしまして……

○勝又武一君 委員長、そんなことを聞いているんじやないんですよ僕は。いいです、いいです。そういうことを聞いているんじやないんです。僕も基本問題研究会というのはあなたが言っているようなことをやる委員会だと思えますよ。当然なんだ。遺族年金とか寡婦加算とかそういうことを細かく意見を出すような委員会じやないというように私も思っています。読んでみましたよ、全部、これね。この意見書は全部読んでみた。もっと基本的なことを言っている。ところが、去年の松浦局長はそういう基本問題研究会の性格を恐らく知っていたにもかかわらず、去年の答弁のときには村沢委員、中野委員の追及に対してこういうその場しのぎの答弁をするからこういうことが起きるんですよ。そういうことをその次の年にしつかり検証しないからいつまでもあなたの方の姿勢は

直らないんじやないか、そのことを聞いているんですよ。こうなりますと、大臣ね、大臣はきょうお初めて——もっとも農水は一番専門の大臣ですから、もともとは、いまお聞きのとおり、去年の松浦局長の答弁、こういう答弁をそのままだとされているという点については経験豊かな国務大臣としてどうお考えになりますか。あるいはこれは農水省としてはこういう局長の引き継ぎのやり方についてどういう責任をお感じになりますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私がいまお答えしかかっているのは、実は基本問題研究会は検討なさった結果、むしろ現在の給付水準を維持していくことさえもむしろ容易でない。それでむしろ将来の収入と見合つた程度に支出を切り詰める年金水準を設定することが第一であるというお考えをお持ちになりましたので、したがって寡婦加算の問題についても特に言及をすることを差し控えられたのであるというふうに承知をいたしております。その問題、寡婦加算の問題の検討をしなかつたからここに何も書かなかつたのであるということではないというふうに考えております。

○勝又武一君 そうしますと、去年の局長の答弁はどうなりますか。基本問題研究会がこの問題について結論を出したらそれに基づいて具体的な改善案を検討しますと、こう答えているんですか。それが出なかつた、じやどうしてくれるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 基本問題研究会が特に寡婦加算について特定の案をお示しにならなかつたわけでございますから、私どもとしては従来どおりの寡婦加算でそのままだけの法律案を提出しておりますわけでございます。

○勝又武一君 大臣、こういうのは私は本当に問題が余りにも大きいと思えますね。それだけこれは指摘しておきます。

では、具体的に伺いたいんですが、高校卒、男子、単協に就職をいたしました三十一歳、本年の五月に亡くなりました。これは私の自宅の近くに居住をしている実例です。勤続十四年、無

職の妻、子供は三人、五歳と三歳と四カ月の乳飲み子です。これは寡婦加算を別にしまして、いわゆる計算式の共済方式と通年方式の二つがあるわけですね。この場合、この寡婦加算を別にしまして、農林共済の標準給与の平均月額、全国平均で十六万五千円、これで私計算をしてみました。この二つの計算方式でいずれで計算してもいいわけ最低保障額の五十七万六千七百円にはとうてい及ばない、こういうことになりませんか。これも私の計算間違いありませんね。通告してありますから、それだけ答えてください。

○政府委員(佐野宏哉君) 農協課長から答弁させていただきます。

○説明員(古賀正浩君) ただいまのケース、よく計算してみないと直ちに答え申し上げられませんが……

○勝又武一君 ちゃんと、大臣、計算するように通告してあるんだよ。最低保障額が、私の計算ではこの場合に五十七万六千七百円にとってもならないんです。だからそうすると五十七万六千七百円になりますね、いづれかにもならないんだから、最低保障額五十七万六千七百円に。遺族である子供が二人以上ある場合には二十一万円の寡婦加算がつきますね。そうすると七十八万六千七百円、こう考えてよろしゅうございませう。

○政府委員(佐野宏哉君) さようでございます。

○勝又武一君 この方は無職です。農協にお勤めの御主人が三十二歳で亡くなったわけです。十四年間勤めていました。いまは無職で、しかも子供は三人、五歳と三歳と四カ月の乳飲み子です。働きたかつたてなかなかに働けない実情にあります。厚生省にこれはちよつとお聞きしたいんですけれども、仮にこの人が遺族年金がなかったとしますと、この場合の生活保護基準を適用しますと、これも通告してありますから、年額でお幾らになりますか。

○説明員(加藤栄一君) 御説明いたします。ただいま御指摘の母子の四人世帯でございますが、生活保護基準、これは年齢、性別で全部違

ますので、それを計算いたしますと、三十歳、それから三歳から五歳……

○勝又武一君 いや、結論的に金額だけで結構ですよ。

○説明員(加藤栄一君) その他地域によっても違いますが、中小都市の場合でございますが、最も基本になります生活扶助基準でございますが、百九万五千二百二十円でございます。それでこのほかにもこの世帯に別途送り、内職等の収入があればその額を差し引いた金額を支給するということになります。

○勝又武一君 そうしますと、この方の場合には七十八万六千七百円としまして、生活保護基準が百九万、これを知らないでいるとこの差額をくれないんだそうですね。申請しないと差額をくれない、七十八万六千七百円だけもらつていまして、これちよつと私はむごい、温かい政治とはかけ離れているというふうに思いますけれども、こういう指導というのは農林共済やっているんですよ、やつておりますか。そういう場合には七十八万六千七百円をもらつて、生活保護基準が百九万とすればその差額は申請すればもらえるんだと、こういう指導を農林共済やっていますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 農林年金では受給者との相談員というのを置いて相談業務をやっておりますが、その中で生活保護基準を下回る場合には差額について生活保護を受ける道が用意されておるといふことは御説明いたしております。

○勝又武一君 一番おしまいはちゃんとしつかり答えてくださいよ。

○政府委員(佐野宏哉君) 御説明をいたしております。

○勝又武一君 自信を持って——私の調査ではなかなか現場では余りやられていませんね、残念ながら。

そこで、これはもう私は事務当局の計算とかどうとかという問題じゃないと思うんですね。だから中川大臣に、これは国務大臣として政策的な意味でもひとつお聞きをしたいのは、いまお聞き

ように私の挙げた事例、その場合には七十八万六千七百円、片方では最低でも百万九万、こういう生活保護基準にも満たない程度のいまの寡婦加算、私は余りにもバランスを欠き過ぎているんじゃないか、問題の所在はどこにあり、検討はむずかしいにしても、両者を引き比べた場合に、余りにもバランスを欠き過ぎているんじゃないかという、そういう点についてはどんなお感じをお持ちになりますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもは遺族年金というのはやはり退職年金との間で一定のバランスがないと体系として成り立たないわけでございまして、やはり退職年金の何%の支給率をという事で決めるのは、これは制度上やむを得ざる仕組みであらうと思っております。それで、現在退職年金に比べて遺族年金の支給率は五〇%ということになっておりますが、遺族年金につきましても、最低保障額あるいは扶養加算、ただいま先生御指摘の寡婦加算というような制度を順次設けまして、遺族年金の給付水準の引き上げについては従来努力してまいりましたところでございますが、さらにこれを進めて遺族年金の支給率の引き上げによつて、遺族年金の給付を改善するかどうかという事になりますと、それは一番端の方法ではございまして、遺族年金の水準なり支給要件、遺族年金のあり方全般にわたる問題があるように存じますので、私どもが所管しております農林年金独自で解決できるような性質の問題ではないというふうに考えております。

○勝又武一君 私は、先ほど計算方式には共済方式と通年方式の二つがあるという事を申し上げましたね。これで計算してみましたので、全国平均の十六万五千円を当てはめて、とてもそこまではない、月額二十万円でいいかないんですよ。その程度の計算ですよ、この遺族年金のいまの率は、そこで最低五十七万六千七百円ですね、その最低保障をしているんでしょ。だからこれは大臣にお聞きしたいんですけれどね。これは農水大臣ということよりは、私はやっぱり国務大臣

としての見解をむしろお聞きしたいぐらいです。

この寡婦加算は子供二人以上の場合という規定でありますけれども、子供の部分というのにもう少しやっぱ政治的な温かい配慮があつていいんじゃないか、それが私の意見です。というのは、十八歳未満の子供全部一緒ですね、たとえば小学校に上がるぐらいまでぐらい、一例ですけれども、だから三歳までとか五歳以下とか七歳以下とかです、あるいは小学校に上がるまでぐらいの一定年数、こういうぐらひはめんどろが見えないんだろ。つまり、いままだだわが国の社会保障の状況はゼロ歳児保育所にしても不完全ですね。それから育児休業制度というのも電電公社とか学校教員とか、こういう程度に限定されていまして、そうならば、私の挙げたような事例の方の場合には、何とかこの子供が五歳、三歳、四カ月というぐらひのそういう寡婦加算の特別な検討、こういうことをこそ、もし農林年金だけではない横並びと言ひなら、こういう点にきわめて経験豊かな中川大臣に私は今後御検討いただきたい、そう思いますけど、大臣いかがでしょうか。(ちよつと待つて) 質問者が大臣に対してさつきから何回も指摘してらんだから、一々局長が答えることはないじゃないですか。大臣の政治的な見解を聞いているんだ。」と呼ぶ者あり。何もむずかしい話じゃないんだよ、きわめて政治的な課題だよ。

○委員長(坂元親男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、熊谷弘君が委員を辞任され、その補欠として板垣正君が選任されました。

○国務大臣(中川一郎君) 勝又委員の御指摘はよく理解できますので、政治家としてしかるべく検討をしていきたいと思ひますが、いまここで結論

を申し上げるほど準備はいたしておりません。十分頭の中に入れておきたいと思ひます。

○勝又武一君 いまの温かい御答弁がありましたので、もう一つだけ大臣ね、つけ加えておきますよ。局長以上のクラスの高級公務員の方々が、諸官庁の外郭団体、公団、公社、特殊法人、こういう方の役員になつていらつしやる。その数は七割とか八割とか言われておりますね。そして、この方々の年金というのは大体年三百万から三百五十万、しかも給与は月額で七十万とか八十万とか九十万という方もいらつしやいますね。私がいま挙げたこの寡婦の方は、月額に直しますと六万五千円なんです。余りにも私は差があり過ぎる。この月額六万五千円で、仮に生活保護基準の差額を申請すればその差額は幾らか出ますけれど、五歳と三歳と四カ月の乳飲み子を抱えて生活するわけですね。これ、大臣の私は政治的な課題としてもぜひ御検討いただきたい、そう思ひます。これはもう局長にはこれ以上お聞きしません。

そこで、次の既裁定年金の額の改定について伺いたいと思ひます。

年金の一部支給を停止することは、どういう理由がありましてこの社会保障制度を目指す共済制度の後退だというように考えますけれども、この点についてはいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) この点は実は、共済制度は国家公務員の給与あるいはそれにリンクをいたしておりますが国家公務員の共済制度と連動をするような仕掛けになつておるわけでございまして、そういう中で昨年度は給与法の改正におきましても人事院勧告をその給与法の改正に織り込んだわけではございませんので、かなりの抑制措置が講じられたわけでございます。そういう事態の中で、これらの事情とのバランスというのを考えますと、農林年金におきましてはこの程度の抑制措置は均衡上やむを得ざるところでないかというふうに考えております。ことに、御高承のとおり財政事情の中のことでもございまして、この程度はがまんをしていただかなければ

なるまいというふうに思っております。

○勝又武一君 これは当局も御存じのように、国家公務員の給与改定は前年度の物価上昇率、それを基準として、基礎といひますか、基準としておりますね。その給与改定をまた基礎にして翌年度の年金改定が行われる。そういう意味からいけば、物価上昇率という観点でいけば実質的に二年おくれ、こういうことになつていっているように私は考えますけれども、そういうように考えるのは間違ひですか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは厚生年金の場合には消費者物価の上昇率にリンクをいたしておりますが、共済制度の場合には国家公務員の給与の方にリンクをしておりますので、それで国家公務員の給与は、人事院勧告の場合、消費者物価ということも当然御勘案になるのであらうと思ひますが、それ以上に民間準拠という考え方がもう一つございまして、共済制度の場合には、既裁定年金の改定というのはまあ国家公務員給与を通じて間接的に物価上昇率ということも要素として織り込まれますが、直接的には国家公務員準拠ということをやっております。

○勝又武一君 この給与改定ということについての議論はいろいろありますけれど、年金改定もその給与改定と同時にやたらだ、むしろその方がより妥当じゃないか、こういう意見もありますけど、その点についてはどう思ひますか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは何と申しますか、一つは尺度になるべきものが決まっておりますので、既裁定年金の年金額の改定を行うという事は、これは制度の仕組み上やむを得ざるところがあるわけでございまして、その点のタイムラグということとは、これはまあ私はどうもやむを得ないことなのではあるまいかというふうに思つておるわけでございまして。

○勝又武一君 第二次臨調の答申にもよく使われますように、恩給費は極力抑制する、そういうことが今回の年金改定にも恐らく影響しているというふうに私は思ひますけれども、考えてみます

と、横並び横並びという議論があるわけですから、農林共済というのには発足以来余り恩給とは関係がない、なじまない、そういうふうには私は考えているんですね。そういう意味からいいますと、他の共済と横並びというけれども少なくとも恩給に準じて年金改定を行うというこの是非ですね、こういうものについてはそういうものといふんじやないか、そういうように私は思いますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 恩給とちろん無関係ではございませんが、私どもは国家公務員共済であるいは地方公務員共済、そういう共済グループの一環としてその中で横並びが働いておるわけでございます。それで国家公務員共済がまたかつての恩給の受給者にも一定の関係でリンクをしておるという事情になっておるわけでございます。私どもとしては必ずしもストレートに恩給とリンクして物事を考えておるわけではございませんが、共済グループの中の一員であるということはこれは動かしたいところではございまして、その中の横並びということは、これはどうも避けられないことなんだというふうに思っております。

○勝又武一君 他の共済との関係はわかるんですが、ですけれども、農林年金に、たとえば恩給を受給して、そして経過措置をとっているというふうな、そういう例は他の公務員と比べたらきわめて希薄ではないんですか、そういうことを私はお聞きしているんです。それはいい、それは後でまた別なところでお聞きしますから。

それで時間の関係もありますのでこの今度の改定の実施時期の問題について二、三お伺いしたいと思うんです。

これもどこの共済制度でももう同じように言われていることだと私も思いますけれども、特に私は農林共済については、この問題についてお聞きをしたいという意味は、他の共済と比べてやっぱり非常にいろんな意味での格差があるし、総合比較する中で劣っているからそういう点ではこの程

度はぜひ考え直していんじゃないか、そういうことが一つ前提にあります。毎年毎年の皆さんの御努力でこの実施時期は四月になったわけですね。これはもう公務員の給与改定と全く同じような傾向をとってきてなりましたよね。一回四月に実施時期を変えようというの、これは公務員の場合にも大変なことだということを私自身もよく知っています。変えることの大変さ。ところが弱い部分の年金はいくらも簡単にこれは実施時期が変えられるという点については全く承服できません。だから本当の意味で昨年まで何回も努力をしてきた四月実施というのをなぜ五月実施にしないか、いけないうのか、その辺のことは理由を具体的に話してくれませんか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは先ほど申し上げましたように、私どもは、農林年金はいわゆる共済グループの一つ、メンバーでございまして、共済と厚生年金との間にもまた一種のリンクの関係があるわけではございまして、厚生年金の方の事情を見てみますと、厚生年金の物価スライドによる年金額の改定というの、これも昨までは六月に行っておりましたものを七月にずらすということを行っておるわけではございまして。

それからさらに、先ほどもちょっと申し上げたことではございますが、やはり年金制度というのは現役の人とやめた人との間のバランス関係ということももう一つの要素としてあるわけではございまして、国家公務員共済の場合にとりまして、公務員給与が昨年度人事院勧告どおりには実施されなかったという事態を念頭に置きますと、退職者に対する年金についてもそれと均衡のとれた抑制措置が講じられるということが、これがまたやむを得ない事情であるということもございまして。そういう事情と国の財政事情が例年になく厳しいという事態を考えますと、残念なことではございまして、改定の時期が一月おくれるということもやむを得ないのではないかと思っておるわけではございます。実はこれは財政当局は元来七月にずらすということをお示しをまいりまして、大変財政

当局は強硬にがんばったわけではございますが、私どもも粘り強く折衝をした結果、大臣折衝でようやく五月実施まで持っていったというふうな実態でございまして、これは共済グループすべて共通の問題でございまして、この点は御理解を賜りたいと存じます。

○勝又武一君 ちょっと細かくなって恐縮ですが、現職の方の五十六年度の給与改定のうち、期末・勤労手当については旧ベースでやっていますね。そういう点を考慮したということになるかと、農林漁業団体の方々の五十六年度の期末・勤労手当もみな旧ベースでやっていらっしゃるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは何と申し上げますか、農林漁業団体の在職者の給与につきましては、これはそれぞれの農林漁業団体の当局側と申しますか、使用者側と労働組合との間の労働協約で決められることではございまして、私どもが立ち入って……

○勝又武一君 そうだと思っておりますよ、私は。本来給与というのはそうですよ。生き物ですからね。全部同じになんてできっこない。だから期末・勤労手当を国家公務員は五十六年度は旧ベースでやるが、農協や漁協は五十六年度の期末・勤労手当を新ベースでやるということは当然あり得ますよ。総合的な比較検討ということが給与の政策でしよう。だから私はこつちをちょっとこうしたからそのバランスでこつちも伸ばすんだというその議論は全く当てはまらない、理由にならない。

じゃ今度は、財政当局のお話がありましたけれども、五月と四月と一カ月ずらすと一体幾ら違うんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 年金額の改定のやり方は、先ほど申し上げました共済関連のグループと、それから物価スライドの関連のグループと二つございまして、前者につきまして、すなわち四月を五月におくりました分ではございまして、四月を

五月におくりました分では節約されます金額は給付費で一億五千四百万円でございます。ただし、節約額がこれだけということではございませんで、これを一カ月ずらすこととの関連で、六月に従来実施されておりましたスライドの分を七月にずらすという要素がもう一つございまして、こちらで給付費が一億二千九百万円節約になりまして、両方合算して二億八千三百万円ということになります。

○勝又武一君 私の質問をどうお聞きになったか知りませんが、私の方も実はこの点は非常に問題だと思つて、大臣ね、修正案を出そうと思つて、五月をやつぱり四月に直してもらいたいと思つて、本日の答弁いかんによつては検討しようと思つていらっしゃるんです。ですから事務的に正式の機関にお聞きしているんです。二千百万円だという話になっているんだ。修正案出すときに必要経費というのは必要でしょう。二千百万円と言ふんです。だからその程度の額でしたら、これは本當に考えなくちゃいかぬ、こう思いますけれども、私がお聞きしたいのは節減の額の効果ですね。法制局のおつしやつていらっしゃる二千百万というふうな額なのかどうか議論はあるにしても、年金制度全般の後退と組合員に与える信頼感の欠如、こういう点から言つたら、私はやつぱり大局に立つた政策としては四月を五月に一カ月ずらすということとは全く間違ひだ、こういうふうに思いますけれども、この辺は大臣いかがでしょう、ほかのこととも関係します。

○政府委員(佐野宏哉君) その前にちょっと、申しわけございません。

事実関係についてお答えいたしますが、私がただいま申し上げましたのは給付費でございます。まして、給付費に伴う国庫補助額の節約が幾らであるかということになると、またちょっと数字が違つてまいりまして、国庫補助額の節約は全部で三千九百万でございます。それで、ただいま先生御指摘になりました二千百万という数字は、そのうち六月から七月にずらす方の分は外しまして、四月

から五月にずらす方が国庫負担で二千万の節約になるという趣旨でございませう。それで国家財政全体にとつての影響は二千万というところごく微々たるものやうでございませうが、これは実は先ほど来申し上げておきますやうに、こういうことをするというのは共済グループ全体の問題としてそれでやっておるわけにございまして、ですから農林年金だけ一カ月ずらすのをやめるといふわけにはいかない性質のものでございまして、国家公務員、地方公務員あるいは共済グループが一カ月ずらすのをやめれば厚生年金も一カ月ずらすことはやめなければいけなくなるということで、連鎖反応が非常に大きいものでございまして、二千万という数字自体は非常に些少な金額のやうに一面見えるわけにございませうが、実は連鎖反応の及ぶところが大きいという意味でこれは深刻な財政問題であるというふうに御理解を賜りたいと思つてございませう。

○勝又武一君 これも残念ながら時間の関係で次に移ります。

次は最低保障額の問題ですが、先ほどもお聞きしましたけれども、二つございませうね、最低保障額と絶対最低保障額。私のお聞きしたいのは絶対最低保障額というのはいわゆる恩給並みの基準ですね。さつきも言いましたように公務員共済の方は旧恩給適用者の経過措置、そういうことのバランスからいましてある程度理解できる。ところが私は農林共済はそういう関係はきわめて薄いんじゃないか、社会保障機能を持つ最低保障の性格からいまして、絶対最低保障額というのはいさういう意味からいけば私はやっぱり不合理な制度だ。厚生年金並みの最低保障額だけでいいんじゃないか。そうすれば、毎年毎年何か農水委員会でも新旧区分の格差の議論があるやうでございませうが、そういうことも要らなくなるんじゃないか。そういう意味でひとつ最低保障額だけにこの農林共済の場合にはしたらいかかと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は先生たいいま御指摘を賜つております問題は從來から繰返し当委員

員会でも御議論を賜つておる問題点でございませうが、私どももいたしましては新法、旧法というのは、この問題はすべての共済年金に実は共通して存在する問題でございまして、その中でそれぞれ給付事由が発生した時点における制度によつて物事が決まつてくるということこれはまたすべての共済年金制度共通にそういうやり方をやっておるわけにございまして、そういう制度の仕組みの問題にいたしまして、なかなか先生の御指摘のとおり処理するということにできにくいという問題がございませう。それで、これにどうしても手をつけるといふことになりまして、これは先ほど来はかの問題についても申し上げておりましたが、これに直ちに共済グループ全体の問題あるいは恩給制度も含めて連鎖反応を起こす問題でございまして、農林年金自体をとつてみますと、先生御指摘のやうな仕組みに改めることによる財政負担がどの程度のものであるかというところは議論の分かれるところであらうかと存じますが、連鎖反応も含めて考えてみますと、とうてい現下の財政事情のもとでは考えられないのではないかとこのうふうに思わざるを得ないのでございませう。

ただ、私どもも旧法の最低保障額を何とか引き上げるといふ努力は從來からやつてまいつたところでもございまして、現に六十五歳以上の方ににつきましては旧法の絶対最低保障額が新法の最低保障額を上回るところまで来ておりますし、それから旧法と新法の格差をこらへいたしまして、六十五歳未満の方ににつきましては格差は傾向的に縮小しているというところで私どもの努力をお酌み取りいただきまして、御理解を賜りたいと存ずるのでございませう。

○勝又武一君 他共済グループのいゝわゆる均衡、横並びということがよく言われるんですが、私はその点はきょう一番おしまいにいろいろお聞きしたいと思つていますが、他共済といふん違ふところありますよね。他の共済といふのは全部いゝわゆる医療制度、短期給付といふことを行つていけるけれども、この農林共済だけは全然やつてい

ませんよね。だから、この議論は私はやっぱり後でお聞きしようと思ひますけれども、そういうのはやっぱりいろいろ違うと思うんですよ。だから、やっぱり農林共済自体として農水省がもつとやっぱ本格的な検討を加える必要がある、そういうことをここは指摘をしておきます。

時間がありませんので次に移りますが、先ほど遺族年金のところでも専断計算でお聞きをしたときに、局長から相談機能のことをちよつと御答弁ありましたね。その相談機能のことをあそこでも聞こうと思ひましたけれども、共済年金事業報告、これは五十五年度の農林共済組合のものを少し私資料を読ましていただきましたが、それを見ますと、年金受給者の増加と累次にわたる制度改正によつて給付内容が複雑化している、組合員あるいは年金受給者からいろいろの相談がある、そういうことで相談体制を強化をしている。そこで、地区相談員というのでやつていっているやうに書いてあるんですが、この地区相談員の活動というのは現在どういう状況になっておりますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 委員長、申しわけございません。農協課長から答弁させます。

○説明員(古賀正浩君) 農林年金の地区相談員制度につきましては、年々増加いたします農林年金受給者に対してサービスといたしまして昭和五十三年度から発足してやっておりますところでございます。

具体的には地区相談員につきましては、大体県の中央会職員が現役あるいはそのOBの方々に農林年金の理事長が委嘱するといふやうな形でやっておりますわけにございまして、その数は発足当初、昭和五十三年度当時は一県当たり三名の百四十一名といふことでございまして、現在では漸次増加いたしまして、五十七年度で百八十八名、一県当たり四名といふやうな程度になっております。以上でございます。

○勝又武一君 これは指摘だけしておきたいと思ひますが、この前いろいろ私も現地、少し勉強してみましたが、相談員の、やはり農林年金の事務経

験で見ますと、非常にやっぱ未経験者が多いですよ、残念ながら、まだまだ。確かに皆さんおっしゃるやうな設置目的といふことはよくわかりますけれども、そういう非常に未経験が多いといふこともあつて各種相談、受給資格なり請求手続なり年金額の照会相談なり、さつき私がちよつと言つたやうな手続しないといふとらえないといふやうな、そういうきめ細かい指導についてはやっぱりちよつとまだまだ残念ながらおくれれておりますので、これらについてはひとつ経験者あるいはそういう研修、こういうことで十分組合員の要望にこたえられるやうに一層の御努力をいただきたい、そういうふうなことは要望しておきます。

時間の関係で次にいゝわゆる問題になっております財政問題についてお伺いをいたします。

財政収支の将来の見通しですが、資料によりまして、六十年に給付の支出が掛金収入を上回る、七十一年度に収支が逆転をする、八十一年度に年度末の試算がゼロになる、こういうやうに言われておりますけれども、この将来見通しについてはそういうやうに理解しておいてよろしいかどうか。

○政府委員(佐野宏哉君) ただいま先生御指摘の数字は前回の財政再計算のときの基礎数字でございまして、それは先生御指摘のとおりでございます。

○勝又武一君 この場合の、何と言ふんですか、フクターといふのは、掛金率は千分の百九据え置く、給与ベースアップは、年金額の改定も同じやうに給与のベースアップと年金改定と年五%見込む、組合員数は今後五年間に一定増加する、そういうことを前提としていっているやうに記述されていまして、これも間違ひありませんね。

○政府委員(佐野宏哉君) さやうでございませう。○勝又武一君 今後五年間に一定増加するといふ組合員数の増加はどの程度見込んでいられるんですか。

○勝又武一君 毎年幾人ふえるというように見込んでますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 七千九百九十一名ということでございます。

○勝又武一君 この七千九百九十一人に対して五十六年度末のいわゆる新規加入者、この増というのはたしか三千四百八十六人、こうとどまっています。つまり、伸び率は鈍化をしている。約半分、こういう状況の伸び率だというように私は拝見をしていますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 三千四百八十六名でございます。先生のおっしゃるとおりでございます。

○勝又武一君 そうしますと、あの計画は数字はそのとおりとしても、この増ですね、いわゆる組合員数の増というのは約半分になっちゃった、この原因は一体何なのか。あるいはこれからのいわゆる新規の増ですね、組合員増というのの見通しはどう思われるか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもも先生御指摘のような組合員数の増加が予想を大幅に下回ったという事態についてはやっというふうな思っているわけでございますが、まあ常識的に考えますと、こういう低成長時代でございますから、農林漁業団体といえども言うならば減量経営志向というところは避けられないということで、その結果がこういうことに反映されているのではないかと、こういうふうに思われますが、ただ、こういうことは五十六年度だけの一時的な現象であるのか、将来もこの程度の組合員数の増加がずっと続いていくのかという点についてはちよつとただいま即断をするのは早計ではないかというふうな存じてはおりますが、私どもとしてもこういう御時世でございますので、農林漁業団体の減量経営ということは、これは必然的な流れであろうかというふうにも考えますので、必ずしも一時的な現象とはいえないという可能性が高いように思っております。

○勝又武一君 この辺もこの道の専門家の大臣は本当は一番よく御存じだと思えますけれども、本

日はそういう立場でおいでになっていきますからあえて詳しくお聞きをいたしませんけれども、私もやっぱりいま局長おっしゃるようによ、これからの農協の合理化なり農協の機械化なり米作人口の減なり、あるいはいわゆる農協経営の長期的な見通し、こういう観点からいけば、このやはり七千九百九十一人が三千四百八十六人に約半分に減ったというこの時点は、この五十六年度だけではない、これからやっぱりずっとあり得るという、そういう意味できわめてシビアに再検討すべきだ、こういうふうにも私も思います。本当はこの辺を中川大臣にもうんちくを傾けてお聞きをしたいんですけれどもね、これはいろいろのきょうの立場もおありでしょうから、農水省として当然私はこの意味の財源率の再計算なり収支見通しの再検討、こういうものをやっぱり当然行うべきだと、こういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 先生御高承のとおり、財政再計算というのは五年ごとに行っておるわけでございます、五十六年度についてたまたまこのう予想外の数字が出てまいりましたが、直ちに次の財政再計算の時期を早めるべきものであるというふうにはまだちよつと即断いたしかねます。ただ、次の財政再計算のときにはこのような事態を十分念頭に置いて考えていくべきものであらうというふうに思っております。

○勝又武一君 そこでね、私はいままでの答弁をお聞きしますと、一番最初のきょうのことを思い出します。去年の局長はいまは水産庁かどこかにいらつしやるのでしよ、農水委員会でも答弁もして、まあその場しのぎという言い方はお腹立ちになるのでしよけれども、御異論があつたら言つて下さい、さつき言つたような経過でしよ、寡婦加算の問題も、きょうもいまの局長おっしゃつていて、また局長もどこかへいらつしやるのでしよ。そうすると、またその場しのぎになる。そうじゃなくつて、私が指摘したいのは、確かに五年間の再計算でしよ、けどね、こ

こまでの事態が明らかだから、やっぱり私は思い切つてこの再検討ということをお願いを急におやりになつていいんじゃないかと思うんです。これはだから御指摘をしておきます。

時間の関係もありまして、次にいわゆる行政改革に閣議をいたした特例法案の取り扱いですが、この問題についてお聞きをいたします。

これももう各共済横並びの関連の問題ですが、いわゆる特例適用の期間中定率補助を減額した分について、農林共済につきましてもこの減額された分とその運用収入相当分、減つた分ですね、簡単に言えば利息、こういうものをにつけて返す、これはもう再三議論されているところですから、きょうはもう時間をかけずに簡単に御答弁いただきたいと思うんですが、そういうふうな確認してよろしうございませうか。

○政府委員(佐野宏哉君) さようでございます。

○勝又武一君 私は、いまの御答弁で、これはもうできる限り速やかに年金財政に戻す、この措置で保険料へのしわ寄せはしない、こういうふうに見解が社会保障制度審議会でも明らかです。いまのお話のように必ず運用収入相当分をつけて返す、こういう確認で結構ですが、その農林共済の運用収入実績というのは私は七・七％程度であるというふうな考えですけど、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) さようでございます。

○勝又武一君 もう一つ、この行革関連特例法案に閣議してお聞きをいたしますが、臨調の第一次答申というものは国庫負担の削減のはか年金の支給開始年齢あるいは保険料の段階的な引き上げ、こういう基本的な見直しについても言っておりますね。これに対しては農林共済としてはどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どももいたしまして、現在の年金財政の状況は、先ほど先生御質問の中でも触れられましたように、そう遠くない時期に、現在の給付水準と掛金率を前提にいたしますと、パンクをするわけでございます。その意

味で年金財政というのは大変深刻な問題であるというところにつきましては、臨調の問題意識と私どもの問題意識も共通でございます。それで、それに対する対処の仕方といたしましては、臨調の部会で提言をなさつていらつしやる各種の考え方というものは、それぞれ貴重なお考えであるというふうな考えをしております。まあ私どもの農林年金の場合につきましても、これは私どもの問題としても指摘をされておるものというふうな受けとめてよく検討を進めさせていただきたいと思っております。

それで、最近年金問題をめぐる各種の審議会、臨調もその一つでございますが、年金問題というものを研究もさせていただいて、年金問題というものを勤労世代から高齢世代への所得移動のルールとしてこれを把握して、そういう観点から、勤労世代と高齢世代との生活水準の適切なバランスはどうあるべきかという、そういう観点からこの問題を眺めるべきであるというお考えが一つの底流をなしておるように思われるのでございますが、これはとかく従来私どもも見落としがちな論点を指摘されたものというふうな思っております。これを重大な御意見として受けとめて慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○勝又武一君 特例措置の終了の時期は来ますよね、来ましたら、従来からの要求であるいわゆる定率補助というのを厚生年金並みの二〇％に引き上げる、あるいは財源調整費の補助を三％に引き上げる、こういうことは再三この当委員会でも言われているわけですから当然だというふうな私考えまますけれども、この取り組み本気の姿勢ですね、この辺についてはどうですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どももいたしましては、特例適用期間が経過いたしました後、速やかに特例適用期間に繰り延べられたものを埋め合わせるにいたしたいということがまず第一義であるというふうな思っておりますので、まずその点をきちんとやりたい。

それから、財源調整費につきましては、特例法

に基づきます四分の一カットにもかかわらず、従来どおりの水準を維持することができておりますので、この点は財政当局との間でいろいろ議論のあったところでございますが、特例法適用期間中のカットを受けずに済んだということを評価していただきたいというのがいまの偽らざる気持ちでございます。

○勝又武一君 先ほども申し上げました共済年金制度基本問題研究会、七月十四日です。これが出たら各紙がずいぶん大きく国鉄を中心に取り上げたですね。新聞がこれだけ国鉄問題を取り上げると、何かみんな共済年金全部一緒になっちゃう、こういう印象も与えるんですが、正確にこの意見書を読みますとそれは書いてございませぬ。それから、臨時行政調査会第一部会報告、これは本年の五月二十九日ですが、これを読みますとこの辺は明確に分けておりますね。

そこでお聞きしたいんですが、やっぱり私は、年金統合なり年金一元化という問題については、これらの臨調の第一部会報告も基本問題研究会もそれぞれ述べておるうちに、それぞれの特性と歴史的な経過がある。特に各共済間の制度上の不均衡は正、こういうことをまず優先すべきだと。掛金率も違ふし、給付内容にも格差があるし、掛金と給付とのいわゆる相関関係というものの深い検討が必要だ、こうも思いますね。

そういう意味で、特に基本問題研究会、これを見てみますと、いわゆる国鉄共済については大きく触れて、三公社、国家公務員共済との一元化を言っておりますけれど、地方公務員共済、私学共済、農林共済、これについては、その対象者、沿革、給付の算出方法等に相違があり過ぎるから、当面はそれぞれの共済年金が持っている問題点を解決すること。この合併対象とするのは不適当である、こういうふうに言っておりますね。これについての農水当局の御見解はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どももいたしましては、御高承のとおり、国鉄共済というのは大変財政的にむずかしい事態に直面をしております共済

年金でございますので、何と申しますか、国鉄共済と一緒に一元化されるグループに入るといふことは、農林年金の受給者あるいは組合員にとりましてどうもそう有利なことであるというふうには考えにくいわけでございます。国鉄共済を念頭に置いて一元化の対象から、少なくとも現在の段階で農林年金が外れておるといふことは、正直に申しまして私どもとしてははつといたしておるところでございます。

○勝又武一君 まあ、はつとしているという意味は、この意見書に出てくることとまあ同じだといふように理解をしておきましょう。確かにむずかしい表現だと思えますけれど、それはそれといたしまして、ひとつ私もやはり農林共済自体の共済年金というものを本気で考えれば、ここで指摘していることは不十分ですけれども、もつともつといろいろ私なりに申し上げたいことはたくさんありますけれども、最低ここで言っていることについては、このことを十分考えていくべきだといふように思います。

そこで、この年金制度に一つ関連をして、いわゆる支給開始年齢の引き上げという問題が、これまたそれぞれ各共済のバランスだといふことで出てきますね。私は、これは農協職員のやはり定年制といふことと大きくかかわってくる。

たしか、昨年四月の会議録を読みますと、四十九年八月現在、五十六歳以上は五三・三%、五十四年八月現在で五十六歳以上が五九・六%となっておりますが、この五十五年、五十六年、あるいは最も新しい現在、これはいまいゆる定年制といふのはどうなっているのか。当局としては今後どのようにこれを指導をしようとするのか。あるいはこの開始年齢の引き上げに伴ってこういう制度についてどういふような検討をされようとしているのか。この辺をお聞かせください。

○政府委員(佐野宏哉君) 五十四年の八月現在の定年の調査の結果によりますと、五十六歳以上というのが男子で五九・六、女子で五〇・二といふことになりましたが、農林年金の対象

になっております団体につきまして定年を延長するといふことは、実はそれぞれの団体の厳しい経営、財政事情、そういう中で短期間に顕著に定年を延長していくといふことは、なかなかむずかしい点があるわけでございますが、私どももいたしまして、支給開始年齢を引き上げる以上は当然定年延長に取り組まなければならないというふうな考えまして、農協は農協、森林組合は森林組合、漁協は漁協といふことで、それぞれ関係の各局長から通達を出しまして定年の延長について指導をしております。

私どもの承知しておりますところでは、農林漁業団体でも現在定年延長の問題については積極的に取り組んでおるところでございます。一番最近の段階の事情をいたしましては、全国農協中央会が八月の段階で一番アップ・ツー・デットなデーターを調査することになっておりますので、私どもとしてはその調査結果を見て、定年延長の進捗状況がもし思わしくないような事態であれば、さらに拍車をかけなければならないというふうに思っております。

○勝又武一君 年金制度というのは非常にむずかしい問題です。他の年金とのバランス、厚生年金とのバランス、非常に問題が複雑多岐ですから、そう簡単にいかないといふことは私もよくわかります。

そこで、最後にこの問題について大臣にお聞きしたいのは、組合員の掛金負担の限界、こういう問題ですね。これは決して農林共済だけでは私はないと思います。厚生年金でも他の国家公務員共済でも地方公務員共済でも私学共済でもあるいは市町村共済でもそうだと思うんですけれども、まずいま諸税ですね、国税、県民税、市民税、そういういわゆる諸税公課、これがあてきおる。同時にまた、他の共済では短期給付の短期の掛金、農林共済で言えば健康連合会の掛金であり、政府管掌の健保の掛金あるいは国保の掛金、こういうものがあるところへもつてきて、長期のいわゆる年金の掛金ですね。一体この辺の掛

金の限界というのは、これはまさに農水大臣とか代理大臣とかという意味じゃなくて、やっぱり政府全般として、特にいまの最も政策的な意味でこの辺はどの程度にお考えなんでしょうか。大臣、ちよつとお聞かせいただけませんか。

○国務大臣(中川一郎君) 年金問題は、最近議論の多いところでして、一つは高齢化社会を迎えて年金の支払い額が非常に大きくなっていくという問題がありますし、また幾つか、八つほどに分かれておるんですが、年金間の横のバランスの問題もある。一方財政が非常に厳しいという八方ふさがりの状態でございます。一つは一元化の方向へ、全体がでないにしてもブロックブロックのような考え方も出てきております。また、掛金も、高齢化社会に対応するように増を求めるべきだという意見もありますし、また、国の助成もやるべきだという意見もあります。財政も厳しいあるいは組合員の負担も限界にきている。どれをとってても非常にむずかしい今後の政治課題だと思えます。

そういう中で、いま質問は、組合員の掛金限界はどうかということでございますが、確かに厳しい状況にありますけれども、研究会の報告では、千分の二百から二百五十ぐらいが限界ではないかといふようなことも出ておるようですが、それらも踏まえながらやっぱり応分の負担をしていただき、先ほど婦人問題等もありました。年金はそもそも生活を保障するという仕組みではありませんが、生活を支えていくという仕組みでございます。しかも、その支えが組合員が中心になって負担をしていくという相互のたれ合いといひますか、助け合いの仕組みでございますから、そういうことも踏まえながら全体がバランスのとれるように、なかなかむずかしい問題でございますが、いろいろとまた御指導いただきながらあるべき姿に調整をして、全体が泣いて、全体が喜ぶ、こういう方向で時間をかけながら結論を得ていくように努力しなきゃならぬ政治課題だと存じております。

○勝又武一君 この農林共済のゆるゆるの全国農業漁業団体振興会というのがございますね、昨年の四月に設立されたんですか。この振興会から本年度予算を見ますと、十二億五千万円という助成金がございますね。これは振興会からの助成金として、一体妥当の数字なのか、あるいは振興会というもののこの事業計画としても今後こういう水準で助成をしていくのか、それは今後増大するのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもは、現在、振興会が出しております助成の水準というのは、ほや当なものであるというふうに思っておりますが、これをさらに増額するということが期待できるかという点になると、そこはちょっとなかなかむずかしいのではないかとやや懐疑的に思っております。

○勝又武一君 私は、先ほどちょっと触れました農林共済と他の共済とのバランス、均衡問題、よく出ます。それはまさにそのとおり一面そうだと思います。ただ、そうじゃない問題もあるんですよ。他の共済と全く大幅に違っている、それは医療制度です。着る方の衣じゃない、お医者さんの方の医療制度。

そこで、共済組合制度というのは、本来はやはり職員年金的な性格でなくて、それに加えて国が行う社会保障、社会福祉の機能、こういうものを有しているのが妥当だというように、あるいは当然だというように考えますけれども、どうなんでしょうか。

だから、他の共済は年金だけでなくて、いわゆる医療なり、福祉なり、厚生事業なり等を短期給付として行っている。年金と医療というのは共済組合の基本原則です。これはさきに申しました共済年金制度基本問題研究会も具体的に指摘しているところですね。だから、医療を別に年金だけだというのは私は非常に片手落ちだと思ふんですね。

そこで、先ほども言いましたように、私は農水での質問は初めてでございますので、この農林共

済発足のときの衆議院、参議院の會議録というのを読んでもみました。昭和三十三年三月十九日の衆議院の農林水産委員会の會議録です。

これを読みますと、これ中川大臣きつと思ひ出されるかもしれませんが、わが党の農政の専門家の芳賀委員がこの問題追及しているんですね。

こう言っているんですね。市町村共済も私学共済も年金の長期経理、医療の短期経理、この両方について、農林共済も両方やるのが当然だと私、つまり芳賀さんは考える。それで当初は農林省も――当時農林省ですね、厚生省、両方ともやはり農林共済も短期と長期と両方やるのが当然だと、こういうふうに言っていたけれども、この法案では片一方の年金だけになっちゃったのはなぜなんだという追及をしているわけですよ。

これに対して、当時の局長ですね、――これ局長の答弁なんですよ、會議録全部読んでみましたけれども、短期、つまり医療をやるとするのはメリットがないんだという答弁になっているんです。これと私は読んでみました。

そこでお願いしたいのは、それ以来、つまり三十三年から本委員会、本日まで約二十五年たっていますけれども、この二十五年間に衆議院、参議院の農林水産委員会、この短期給付の議論というものがありませんか、ありませんでしたか。

○政府委員(佐野宏哉君) 申しわけございませんが、全部の會議録を読んだと申し上げる自信はないんですが、私の承知している限りでは、その後、その議論は出なかったように伺っております。

○勝又武一君 私も、農水の専門家の皆さんがたくさんわが党にもおられますので、実はお聞きをしてみたいんです。そうしたら、やっぱりやってないと言っている、この議論は。それで、私ももちろん一〇〇％読んでませんから、斜めに読んだ會議録もありますのでわかりませんが、恐らく私はこの二十五年間ないようにならざるを得ないと思ひました。

そこで、三十三年の局長答弁は、短期給付をや

いるんですから、この二十五年間に短期給付のメリットがあったかなかったかという議論を一度は私やっぱりやらぬといけないんじゃないか、そういう意味であと二、三、この時間の中でお聞きをしたいと思ふんですね。

それで、まず短期給付はありませんか農協の役員員の医療制度は健康保険組合か、あるいは政府管掌の健康か、あるいは国保、こういうことだろうと思ひまして、健康組合などを調べてみたら一覧表が出てきましてね。この一覧表によりますと、二十県は健康組合、他の二十七県というのは政管健康なのか国保なのか、あるいはほかの何かがあるのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私どもが集計いたしましたのは農林漁業団体の団体数で調べてみましたら、組合健康に入っておりますのが二〇・六％、それから政府管掌に入っておりますのが七四・七％、それから国民健康保険でやっておりますのが四・七％というところでございます。

それで国民健康保険に入っておりますのは小規模な土地改良区などが国民健康保険でやっております、それから総合農協とか、あるいは全国連、それからちよつと意外な感じがいたしましたのが、開拓農協なんというものがわりと組合健康をよく利用しております、それ以外のものはおおむね政府管掌であるという形になっております。

○勝又武一君 ここに「全国農業団体健康組合一覧」というのがありまして、五十七年五月現在で

一番最初の健康組合の結成がわが静岡県なんです。十七年四月一日。そしてあと二十二年とか、二十五年、二十七年、二十九年、こういうのが約九県ですね。あとの十県というのは四十七年から五十五年のところへ集中しているんですね、健康保険組合結成が。だから私の感じから言うと非常に新しいですね。そうしますと、お聞きしたいのは、これらの県は政管健康で恐らくやっています。ところが、それよりはメリットがあるから健康組合を設立した、こういうふうに考えるのが妥

当だと思ひますけれども、違いますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私もそのところの事情は必ずしもつまびらかにはしませんが、常識的に考えれば先生のおっしゃるようなことだろうと思ひます。

○勝又武一君 そこで私は、健康組合と政管健康との給付、特に付加給付ですね。付加給付、これについての一覧表全部つくってみたいんです。いろいろ担当のところにお聞きしたんですけど、なかなか全部こういう資料ありませんね。あつちこつから集めまして、厚生省や調査室や国会図書館からいろいろ資料集めてつくってみたいんです。もちろん不十分ですよ、時間も短いし、それからわからないところがありますから。聞きま

があるんですね。国民健康保険でやっていると

そうしますと、時間がありませんから、このつくった一覧表について一つずつ具体的に挙げてみんけれども、まさに政管健康なり国保よりは健康組合、いろいろな付加給付をつくる、こういうことが有利だからですね、メリットがあるからつくっているわけですよ。局長は常識的とおっしゃったけれども、具体的な一覧表をつくって見ると明らかです。一つずつ挙げるのはやめましょう、時間がありませんから。出産手当から埋葬料から家族医療費の補助から、全部ですよ。

そうしますと、私がここでお願いしたいのは農林共済の設立の精神というか、設立の趣旨です

保でやっているとこの農協団体と比べたら、隣の学校と隣の町役場と隣の私学と大きな格差があるのは事実です。これをなくすというのが農林共済本来の使命ではなかったんですか。昭和三十三年の会議録は局長の答弁は短期をつくつてもメリットがないからやらないんだというように答えておいて二十五年間たつてきた。二十五年間の経過を調べてみると明らかにメリットもありますよ。しかも健保の中を調べてみました、私も農林共済の中の健保組合ですよ。これはまた千差万別ですよ。ずいぶん有利なところもあるし、つづいては健康組合の付加給付もありです。一覽表で明らかです。そのところは、私学共済や市町村共済や公共学校共済に比べれば健保組合でもまだ劣っていますよ。

だから、私はぜひお考えをお聞きしたいのは、一体こういう設立の精神からいっても趣旨からいっても、私学共済、公立学校共済、市町村共済並みに全国の農林共済ですね、全国の農協団体の職員のいわゆる医療制度、短期給付というものを引き上げるべきじゃないか、こう思いますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 政府管掌健康保険と、それから他の共済組合が短期給付として行っており、それは医療と比べまして、政府管掌健保の方が不利であるといはしても、仮にそういう事態でありまして、たとえば政府管掌健保から脱却する方法としては組合健保を組織するという方法があるわけではございません、それが直ちに共済組合が医療の仕事もやるとはいいという要請に結びつくのかどうかということについては、私はもう少ししさいに検討してみることがあるように思っております。

一つは、短期給付につきましては、またその給付を賄う財源をどうするかという問題もあるわけでごさいます、給付の水準を比べてあそこにはああいう付加給付があるからこっちもまねをしたいというふうに思っても、しからばそれが組合員

の掛金の負担として許容、可能であるかどうかというところもございましょうし、私どもとしては現在まで農林漁業団体の中からその後長きにわたって農林年金の共済の事業として短期の医療もやれという声が出てきていていないのにはそれなりの事情があるのではないかと今思っています。しかしながら、先生御指摘のように仮に農林共済で医療の仕事をやった場合に、現在ある他の制度と比べて有利な制度が仕組む可能性がないかどうかというところは長らく等閑視されておいた問題であることは事実でございますので、その点はよく勉強させていただきたいというふうに思っております。

○勝又武一君 よく勉強させていただきたいという最後のところが去年のようにならないようにしてはほしい。というのは、時間がありませんからあと一、二だけ具体的にお聞きしますが、たとえば私学共済の設立時、二十九年、農林共済が三十四年、農林共済は一万三千二百九十九団体、組合員四十八万、私学共済は一万二千五百三十三団体、組合員三十二万、明らかですよ。私学共済がやっていると農林共済ができないという理由はないんです。しかも、掛金のこともお話が局長からありました。時間がなから全部まとめて言っちゃいます、掛金の比較もしてみます、全部、掛金が高くなるからだめだという議論にはこのことからいってもならないはずですよ。

もう一つ、私学も公立学校共済も市町村も、短期は黒字ですよ。だから、私一番指摘したいのは、三十三年の局長答弁が短期給付というのはやつてもメリットがないんだと、ここから始まってきているんですから、そうじゃないという事実がこの二十五年間で明らかですから、やはり農水省としてはこの二十五年間の局長答弁についても責任を私は感じてもらわないといかぬ。それでなかつたら政治でないでしょう。やつぱりそうだと思うたら、これは勉強するんじゃない、具体的な検討こそ私はすべきだと、そう思いますね。それからもう一つ、農協団体から意向がないと

言いますけれども、さつき局長もおっしゃったでしょう。健保組合のできているところとできていないところ、できていない県は圧倒的に付加給付のない、条件の悪い国保が政管の健保でしょう、政府管掌健保でしょう。そうしたら、農林省あるいは農林共済全体として、私学がやっていることができないわけじゃないでしょう。私学の方はいま挙げた数字のように、団体数にしたって、人数にしたって、農林共済より少ない。そして私はやっぱりこのことも考えていただいて、もちろん農協団体自体の自助努力ということも必要でしょう。そこで、さつきちょっと振興会のこともお聞きしたんです。伏線があつたんです。そういうことをいろいろ含めて考えていただいて、最後にお聞きしたいのは、そういう意味で、ぜひやつぱり責任をお感じになっていただいて、勉強するだけじゃなくて、具体的に今後の機会の中でこの問題について検討をして、やつぱり国会の中で明らかにしていただきたいて。さうで終わっちゃうんじゃない、勉強したというところで終わっちゃうんじゃない、何らかのやつぱりこの問題については今後の検討課題にぜひひいていただいて、国会の中で政治の問題としてぜひ考えていただきたいて、そういうふうには思っていますけれども、これもまた大臣に、隣りで総理大臣に言っているから、中川大臣にこれらの問題についてはお聞きをいたして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) まず、この農林年金の方で医療の短期給付を行った場合の、現在のそれ以外の制度で医療保険が行われている現状と比べるの得失については、従来十分な勉強をしてきたことについては、私は率直に自己批判をしておるわけでありまして、それから先どうするかということになります、これは率直に申し上げまして、年金自体が果たして農林という枠の中で存立し続け得るものであるかどうかさえない議論が行われているぐらいでございますので、いまの先生の御指摘について直ちに前向きな機運が出るような答弁をすることはかえって無責任に

なると思っていますので、そこまでの勇氣はないんでございまして、いまの先生の問題提起についてはしかと受けとめておるつもりでございます。○勝又武一君 終わります。○委員長(坂元親男君) 両案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。午前十一時四十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、田原武雄君が委員を辞任され、その補欠として関口忠造君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) 休憩前に引き続き、農協共同組合法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○下田京子君 私は、農協共同組合法の一部を改正する法律案で質問いたします。
今回の法改正の一つの柱になっておりますのが、全銀内為制度加盟を前提として、内国為替の取引について員外利用制限撤廃をするということが入っていると思うのです。

〔委員長退席、理事宮田輝君着席〕
そこで、まずお尋ねしたい点なんですけれども、この全銀内為制度加盟の条件が一体どういったかという点なんです。農水省からいただきました資料、これは読ませていただきました。ここにはこのように書いてあります。一つには「員外利用制限の撤廃についての法的措置をとること(加盟しようとしている信用組合、労働金庫については、すでに法的措置がとられてい

る。」「二つ目にはすべての農協の同時一括加盟、三つ目に「為替通知を一時間以内で送達すること。等がある。」というふうなことで、三点について言っているわけです。ところが、全中からいいたきました資料を見ますと、こういうふうな書いてあるんです。「農協が全銀内為替制度へ加盟するについては、これまでの制度加盟の状況から判断して、農協法改正を行い員外利用制限のない内国為替取引を可能とすること等法令面での整備をはじめ、業態共同責任・一括加盟、名称整備および事務処理の習熟度等運用面においても種々の体制整備が必要になるものと考えられる」とあるわけなんです。

どうもはつきりしないので、具体的に局長の方から、一体この加盟条件は何なのかということをも明らかにしていただきたい。

○政府委員(佐野宏哉君) 加盟条件といたしましては、行政側で手当てを考えなければいけない事項と、それから金融機関同士の実務的な相談として処理しなければいけない問題と二つありあるわけですが、まずその行政面で処理をしなければいけない問題といたしましては、現在の農協法に基づいて課せられております員外利用制限を受けないようにするための法的措置を講ずるということが第一でございます。これは取引の実態に即して、一々為替の業務を窓口で依頼をした者が員内であるか員外であるかということを確認をして、かつ員外利用の制限を超えていないことを確かめた上で取り次ぎをするということ、金融機関相互間の取引として実態的に不可能であるということに起因するものでございませう。したがって、それは員内、員外の区別を確認することなしに店頭へ来たお客さんの御要望にこたえて送金ができるというふうにしておかなければならないというのが一つでございます。これが今回法律改正をお願いしておる点でございます。

それからもう一つは、これは法律には当たりませんが、全銀の内為替制度に加盟してまいります場

合には業態ごと一括加入といふ要請がございます。と申しますのは、これはたとえば何とか銀行虎ノ門支店で北海道子屈農協に送金したいということに、弟子屈農協が全銀の内為替制度に加入しているかどうかというのを一々その虎ノ門支店が問い合わせをして確かに入っているかどうかを確かめた上でお引き受けをするということ、これはとても煩瑣にたえませんので、いさしく農協と名前がつけば間違いなしに受け付けてよろしいと、そういうふうな状態になっていないかという仕組みに入っていないかという点に法律上の要請が一つございます。それで、この点は法律上の問題はございませんが、為替業務の取り扱いにつきましては従来基準を設けてやっておりましたので、その基準に照らして為替業務を行ない得ない状況にある農協がたしか九割弱程度現状でございますので、それをどう手当てするかという問題がございます。

それ以外のいわゆる加盟条件というのは、言うなれば金融機関相互間の実務的な取引上の問題としてそういうふうなやつてくれないう困るということが、先ほど先生御指摘のございました為替通知の一時間以内とかそういう問題が幾つかございます。農協の名称について先生は言及なさいましたが、これはコンピュータに入力する場合に、たとえば余りに長い名前の農協だととても機械のキャパシティに合わないとか、そういう事情があつて幾つか手直しをせよと困るというケースがあるやに承知をしております。

それから実務的な体制として、こういう仕事に取り組むために農協がそれにふさわしい実力を備えていなければならないというところは当然の問題でございます。行政的にどうこうという問題ではございませんが、農協陣営といたしましてはそういう心組んで実力を備えべく体制整備を要するところがあるやに承知をしております。

○下田京子君 およそわかったのですが、ただ、全中といふ御答弁いただいた部分で違いが一点あ

つたのです。つまり実務上のことだということではないかと断りがありましたけれども、

〔理事宮田輝君退席、委員長着席〕

為替通知を一時間以内で送達できるということも具備していればいいんだと、これは一つ、オンライン化でなくても代行が何かでその他の措置でも可能だという論理も成り立つので念のために確認しておきたいこと、もう一つ、これはさつき北海道の弟子屈農協の話が出ましたが、確認なんですけれども、すべての農協がやはり一括加入しなければいけないというのが絶対的条件かどうか、この二点ちょっと確認をしておきます。

○政府委員(佐野宏哉君) 業態別一括加入というのは、これは不可欠の条件でございます。ただ、先生いま御指摘の一時間以内という問題は、たとえば信連の代行で処理し得るではないかというお話がございましたが、これは実は為替の承認基準との関係で、必ずしも全部の農協がこの業務を取り扱い得るような実力を備えるとは言いがたいというケースが例外的にはあり得るということ、私も覚悟しております。その場合には信連が業務を代行するという形でその難点を切り抜けていくということを考えております。それは業態一括加入の原則をそれでも具備しておるものと認めるということと全銀協とも話ができることになつておるといふふうに農協側から聞いております。

○下田京子君 その為替を取り扱う場合の基準の話がいま出ましたが、業態一括加盟が絶対条件だということになりますと基準に照らして満たないところはどうかというところが当然出てきますよね。その基準の話なんですけれども、昭和四十八年にこれは為替取引の際にということで、四点についてあると思うんです。

第一は、やっぱり貯金の残高十億円以上、二つ目には、定められた額以上の貯払い準備資産を常時保有している、それから三つ目には、繰越欠損金を持たない、四つ目に、取扱事務所には信用事業の専従職員を四人以上と、こういうことがあつ

て、それ以外にも例外規定ということはあるわけですが、現在五十七年三月時点で見てみますと、この全中の資料で、為替の未取扱農協が三百九十七農協あるというふうな言われているわけなんです。さつき局長もちよつと言われましたが、約九割云々。これはどういう理由によるのか。基準に達しているんだけれどもやらないのか、あるいは基準に達していないのか。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。取り扱い得ない理由は、若干重複しているのがございまして、その点は度外視して数字をずうっと申し上げますと、三百九十七農協のうち、貯金残高が不足であるという事由に該当するものが三百四十五ございまして、それから専従職員数が不足しているという項目に該当するものが二百八十四ございまして、それから貯払い資産が不足しているというものに該当するものが十一。それから繰越欠損金に該当するものが五十五農協でございます。それで、先ほど申し上げましたように、この数の中には複数の事由に該当しているものもございまして、合計してはありますが、そういうことになつております。

○下田京子君 いずれにしても、そうしますと、四十八年当時のその基準四点について、それぞれ満たされていないということで取り扱っていないことだとおもうんですね。

そういう状況の中で、やっぱり日を限って基準に達しなければならぬというかつこうで、いろいろいま合併問題なんかも出ているわけですが、これも、この点についてどうするかということが一つ大きな問題だと思ふんです。全中の資料によりますと、五十五年の十二月二十二日に出されておりますそのことで、貯金残高十億円未満の農協が五十五年三月末で五百八十組合、全体の二・九%もあると。しかも、うち五億円未満の農協というのが二百十五組合もあるわけなんです。こういうところが単純に十億円にならないから、基準に達する見込みがないからというふうなことから、じゃ一体どうするのか、じゃそれ合併しな

いというふうに出て進めていくことが果たして
どうなのかということがやっぱり大きいと思うん
です。

これについて、衆議院農水で、四月二十八日
だったかと思うんですけども、局長このように
答えておられます。「合併という方法によりまし
て、従来の承認基準に照らして内閣為替が取り扱
えるような状態にしていこうということも一つの方
法ではございますが、農協の合併というのはあく
までも組合員の自主的な判断によって処理をすべ
きものでございますので、全銀の内閣為替に入る
ために無理無体な合併をする、そういうことをす
べき性質のものでもないというふうに思っており
ます。したがって、そういう場合には、従来の
為替の取扱基準を経過的に緩和する、あるいは
は、それでもなお処理し切れない農協につきまし
ては、信連が内閣為替の事務を代行する、そうい
うやり方で、無理なく全部の農協がこの制度に加
盟できる、そういうやり方にしていきたいという
ふうに思っております。」こう答えられておるわけ
です。そういう方向でもって、まず合併ですとい
うのではなくて、無理なく全部の農協が順次加
盟できるようなことをとっていききたいとい
う、こういう方針は変わらないわけですね。

○政府委員(佐野宏哉君) そのとおりでございま
す。

○下田京子君 そのとおりと、これだけ答えてい
るわけですから、それ以外にお答えはないと思う
んですが、全中は一体どういう態度なのかという
問題なんですね。オンライン化のための合併は邪
道だというふうなところまで明確に局長は答えて
なっているんですけれども、全中の合併推進の
の、何といいますが、旗振りというのは大変なも
のでありまして、ちょっとこれ御存じかと思いま
すが、御紹介いたしますと、「農協の全銀内閣為
替加盟にかかると組織の整備方針」、五十五年十二
月の二十二日に全国農協全銀内閣為替加盟推進本
部というのができて、その中にこういうふうにな
ったわけなんです。「全国の農協がもれ

なく全銀内閣為替に加盟するためにも、合併を強
くすすめる必要がある。したがって、県の農協合
併推進計画に、合併の重点項目のひとつとして自
己為替取扱開始の基準を繰込み、合併をすすめる
必要がある。」んだ、そういうふうなところで、これが
「キー・ポイント」なんだと、こういうふうに出て
きているんです。こういうことについて、政府
としてはどのようにお考えになり、また指導され
ているのか、その点明確にしてください。

○政府委員(佐野宏哉君) たしかいま先生が引用
なさいました文書は五十五年付だったと思いま
すが、確かにその当時は、私も全銀内閣為替と
の関係におきまして、為替取扱承認基準をどうす
るかという問題について、衆議院の農林水産委員
会の席上御答弁申し上げたような考え方を明確に
は打ち出しておりませんでしたので、あるいはそ
の当時全中はそういう危機の念を抱いて、しゃに
むに合併を進めなければいけないというふうにし
ったのかもしれません。私もこの法律案の改
正の作業を進める段階でこの問題を考へてみまし
て、どうもそのために本末転倒的に合併を強行す
るというふうな事態を誘発することは好ましくな
いというふうにお考えをしまして、衆議院の農林水産委
員会の席上御答弁申し上げたような考え方に切り
かえたと申しますか、そういう考え方にしたわけ
でございまして、それは全中にも、そういう考え
方で農林水産省は考へておられることは伝えて
ございまして、でございまして、その後も相違わ
らず全銀内閣為替加入に藉口して合併を強要する
ような動きがあるというふうには思いませんが、
仮にそういう点があるとすれば、私どもの意の存
するところを再度十分伝えまして、そういう本末
転倒的な事態は起こさせないように、もう一度よ
く話をいたしたいと思っております。

○下田京子君 五十五年当時は、そういうことで
無理な合併するなよということでも明確な政府の方
針を伝えてなかったために出ていたと、いま態度
は変わってきているはずだということ、今後も
きちんとそういうことで指導すると。

じゃ、そこでお聞きしたいんですけども、局
長言われておりますように、基準の問題なんです
けれども、為替取扱基準緩和、具体的にたとえ
ば十億円を五億円にするだとか、あるいは専従職員
四人を三人にするとか、何かそういう具体的なお
話出ていますか。

○政府委員(佐野宏哉君) この点はちょっと私ど
もまだ具体的にいんなエレメントをどういう
ふうにかき改めるかというところまで検討の作業
が進んでおりませんので、そこはちょっといまの
段階でお答えする能力を有しないわけございま
すが、繰り返しになりますが、私もとしては、
無理な合併を強いることなく全部が参加できると
いう、そういう考え方に立脚して具体的な対処方
針を考へていくつもりでございまして、その点
は御心配に及ばないようにするつもりでございま
す。

○下田京子君 御心配しないでほしいということ
で、私は、心配しないような手だてをやったん
で、言うんですけれども、これはお認めいただけたん
ではないかと、これはお認めいただけたんではない
かと思うんですが、念のためそれを申しますと、
局長が答弁されていることは本中に数字があるん
です。合併は無理にしない。だから、いまま
での為替の取扱基準の緩和なんかも経過的に考へ
ていきたいし、それでも無理だったら信連代行等
も考へると、こう言っている。ところが、じゃ基
準はどうかと言ったら、まだ具体的にない。今後
い。このことについては、全中の資料でも、今後
どうなるかということには最終的にもうわからな
いと、こういうふうに出てくるんです。

時間が本当になくなったものですから、簡単に
御答弁いたしたいんですが、私は、今度の法改
正の中で、いま言うようなことをおっしゃるん
でしたら、やっぱりそれ以前に具体的な方策を提示
すべきではなかったのか、この点についてはきち
っと答弁いただきたいと思っております。

○政府委員(佐野宏哉君) 現在、そもそも内閣為
替に加入するための前提条件でございまして員外利

用規制を外すことについて、その法律案の御審議
を賜っておる段階でございまして、早くできれ
ばそれに越したことはなかったのだからございま
しうが、私もどなたもいたしましては、法律案が御決
りいただいた後、速やかに検討して具体案を示し
たいと思っております。

○下田京子君 速やかに基準を示したいというこ
となんですけれども、これは私全中の方からもよ
く聞いたんです。信連代行による事務方式や、あ
るいは基準の緩和などをお願いしているんだけれ
ども、現段階では具体的に詰めてない、こう言
っているんです。これはやっぱり問題であるとい
うことは、私は重ねて指摘しておきます。

次に、このオンライン化に伴って農協の経営が
どうなるかというところだと思っております。一つは、
農協経営全体がいろいろ問題出てきております
し、それから金融状況全体にもいろいろ問題が出
てきているわけなんです。そういう中であって、これ
資料を見ますと、五十五年の当期剰余の増加率が
どうなのかということ、これは農水省の総合農
協統計表、この資料によりまして見ましたところ
が、前年比で二二％もマイナスになっているん
です。そして、農協経営の総利益の約二分の一を占
めてきたと言われるその信用事業部門で、五十五
年には対前年比で何と五・八一％も落ち込んでい
る。こういう状況の中で、そのオンライン導入
のために一体どのぐらいの投資運営費がかかるん
だろうか、このことが大変心配なわけなんです。
これも全中の試算でいろいろ聞いてみましたところ
ろ、農協の総投資額が一千二百億、対象農協
が四千四百二十七農協ですから、単純にはいかに
いにしても、一農協当たり二億三千三百万
円というふうなことになるわけなんです。そのほか
にもオンライン化に伴う負担金もどうか、県
のセンターに伴う利用料だとか払っていないけれ
ばならないわけなんですか。そうしますと、これ
は大変だと思っておりますが、お調べいただくよう
に頼んでおいたので、宮城県、福島県に例を置いた
場合、一農協一店舗一体どのぐらいの運営費用が

かかる御存じでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) それぞれの県の信連に照会をいたしましたところ、宮城県の場合ですと、一農協当たり五百五十万円でございます。それで店舗数は、平均いたしますと、一農協当たり一・八ということでございますので、一店舗当たりの金が三百十三万六千円でございます。福島県の場合にしてみますと、一農協当たり八百五十万一千円でございます。こちらの場合には、一農協当たりの店舗数が、平均いたしますと三・三ということでございまして、一店舗当たりの金額が二百四十四万七千円ということでございます。

○下田京子君 どういう計算でその数字が出てきたか、ちょっとあれなんです、私がいたいたいては宮城県の資料、後でまたごらんいただければと思いますけれども、それによりましてこういうことになっております。一店舗当たりの年間の運営費用がどのくらいかということなんです、一つは、センターの投資運営に對して利用料という形で一店舗年間負担額が百七十八万八千円。それから二つ目は、センターの運営費をカバーするということで基金に一店舗当たり一千二百六十九万円拠出していただくわけで、その運用のための費用が八十八万八千円ということになります。それから三つ目は、端末側の費用として、その償却分なんかも含めますと二百四十六万円。合計しますと一店舗当たり五百十三万六千円と。

いまのお話ですと、宮城県の場合には三百十余万円だというお話なんですけれども、いずれにしても負担増になることは事実なんです。やっぱり農協経営を新たなまた困難に追い込むことになるんじゃないかという点で大変心配しているわけなんです。

このことについて農林金融の一九八一年十二月の、これは農林中金調査研究センターで実施した調査の中でもこのことは指摘しているんです。これは全国各ブロックから一農協ずつ十組合だけ調査したんですね。五十四年度の貯金残高が百九十九億円と、全国平均よりも非常に大きい農協を対

象にしてやったわけなんです、その大きい農協であっても、オンラインの導入によりまして、直ちに端末機の購入代金であるとか回線料とか用紙代とか、年間の維持費なんかが大変かさんでいく。そうすると、差し引き計算すると、プラスになるのは容易でないと、こういうふうに言っております。そのために、経費増への対策として何をするかというところが大変また問題なんです、簡単に申し上げますと、資金量を増加しなければいけない、事業量が伸びても職員を増加しないと、男子職員は極力外務活動に向けて残高の増加を図り、コストを引き下げること、組合員の利用率を上げること、以下そういうかっこうで六ポイントにわたって指摘しているんですよ。

つまり、そのことはどういうことを言うかといえますと、農協金融のあるべき姿からかけ離れていて、どんどんどんどん、とにかく生産面はどういうふうでもいいよというところまで追い込まれていってしまうのではないかと。本場に大事な農協金融の独自性ということがなくなつて、証券だ、あるいは商工業への進出だ云々という形でもつて、それからお金集め重点というふうなかつこうにいくんじゃないか。私はあつちこつちでこういう話を聞いておりました、大変心配されていたわけなんです。この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 先生の御心配は、私は確かにごもっともなところがあると思ひまして、その点は御心配が及びませんというふうに申し上げるつもりは毛頭ないんですが、私どもは一つはこういうふうにお考えしております。

オンライン化という問題は、何も農協だけではなくて、郵便局を含むすべての金融機関に経済のごとく進んでおるわけございまして、そういう中で、農協だけが孤立して全銀の内為制度に加入しないという、そういう事態が起きますと、当然利用者の立場からいたしますと、送金だとか、そういうことで非常に不便な農協は利用しにくくなると。そういうことで、言うなれば金

融界の孤児になると申しますか、金融界の離島のような状態になってしまうわけございまして、そういう事態が起った場合の農協の受ける被害というところは、私ははかり知りがたいものがあるというふうにお考えしております。したがって、オンライン化のメリットを本場に生かしていくためには、これは相当な努力を要しますし、またオンライン化のメリットを生かすに当たつて農業者としてのニーズを没却することなくそれを実現していくということは、私は決してたやすいことであるとは思ひませんが、オンライン化がとうとうと進んでおります金融界の大勢の中で、農協だけが孤立していくというわけにはいかないというのがまず第一の点でございます。

それから第二の点では、農協の陣容といつてもそういう動向であるということを知りたいまして、すでにオンライン化のための投資を相対行っているわけございまして、たとえば先生先ほど引用なさりました、千二百億という数字を引用なさいましたが、このうちの七百四十三億はすでに五十六年度末までに投資されておるわけございまして、そういうオンライン化に即応をしていくという心組で、農協の陣容がせつかく準備中であるのをここで挫折させてしまふということとは、また大変巨額のむだをしたということにもなるわけございまして、そういう意味では、先生の御心配のような点は私どもも思ひ当たるところがないわけではございませんが、オンライン化はやはり進めていかなければならないというふうにお思つておるわけでございます。

○下田京子君 何が何でもオンラインの導入がまず先というところが私やっぱり問題なんだと思ふんです。何もオンライン化によるメリット否定全然してありません。それから投資云々したそのことを生かせというところ、殺せなんというところも言つてません。ですけれども、問題はやはり農協の金融利用のあり方、農協法そのものの目的、それをどう考えているかと、それがいろんなこと

を基本的なところで立て直しも図らないで、まず他の金融状況がオンライン化だからというかっこうでいくというところに大きな問題がある。それはお認めになっているわけですから、じゃそのことについて具体的な問題点についてはどう対応されるかということでお尋ねしたいんですが、局長、これ簡単に答えてほしいんです、もう一回あと大臣最後に聞きますから。

いまのようなかつこうでどんどん進めていきますと、何が出てくるかということになりますと、機械化によって人員を削減していきますとね。その人員削減の中であつて、過密、長時間労働というふうなことが出てきております。そしてまたその中で職業病問題なんというのも出てくる。

現実にもうこれは広島県の尾道労働署等が出てきておりますし、女性がオンラインの中でキーボードで頸腕症候群になつていっているという実態、それからこれは宮城県でも指摘されておりました、労働組合みずから自主的にいろんなかつこうで検診やつたわけですよ。これお医者さんの協力を得て三十人の人を検診した結果、十五名が二次検診にひつつかつて、うち十名が頸腕症だと診断されたんです。で、七九年になつてうち二名が労災で認定されてるんです。こういう現実がどうなのかということをお調べしていただきたいと思ふんです。そして本場に健康を守ること、こういうことを保障しつつ、本場に農協が農業を守り農協法本来の目的からした仕事ができるようにしていくべきだということをお聞きたいと思ひます。これは局長に答弁いただきます。——ちよつと待つて、私もう時間なんです。

大臣にお尋ねいたします。大臣にお尋ねしたい点は、きょうはもう代理大臣だということですから、けれども、長いこともうお詳しいんでお尋ねします、農協金融の本来の性格というのはどうなのかということだと思ふんです。一つには、組合員相互間の資金の相互融通を図るということで、まずこれは相互金融であるというところで、二つ目には、営利を目的とするん

じやなくて、やっぱり組合員の資金の要望にこたえていくということが最大の使命なんだと。それから三つ目には、組合員が同時に利用者であるという点で、やっぱり対人信用を原則とする。それから四つ目には、総合農協の場合には……

○委員長(坂元親男) 下田君に申し上げますが、簡単にお願いします。

○下田京子君 営農だとかあるいは販売、あるいは信用事業、いろいろありますけれども、そういう点から組合員に奉仕していく、農家の生産と密着していくんだと、こういうところが何よりも押さえられなければならないと思うんです。

そういう点での、いま金融競争が非常に激化している中であつてどう生きていくか、その点をきちんと押さえた指導をされるようにお願いしたいんで、その決意を聞きたいと思ひます。局長と大臣と、御答弁いただきます。

○政府委員(佐野安蔵君) ただいま先生御指摘のごさいました尾道労働管内で起こつた事案につきまして、私も承知をしております。この場合には、病氣になりました二名の女子職員は、その後治療、休養に専念をしていただきまして、その後職場復帰をなさいます。配置転換をされて職場復帰をなさっております。

それで、現在各農協におきましては年一回の定期検査と時間当たりのパンチ数の制限あるいは体操をやつていただくとか、あるいは特定の個人に負担のかからないローテーションシステムを確立するとか、そういうことで取り組んでおりますが、私どもも先生のただいまの御指摘を真剣に受けとめて、さらに農協にこの点はくれぐれよく指導をしてまいりたいと思つております。

○国務大臣(中川一郎君) 農協系統金融の本来の使命は、御指摘のように組合員農家の自主的組織である系統組織が、農家相互の資金融通、資金の運用の利益の還元等を通じて、農業生産の増進、農家経済の向上を図るところにござります。農協系統金融は、農業貸し付けの伸び悩み等の問題に直面しておりますが、貸付体制の整備等を図りつ

つ、組合員のニーズにこたえていくことが必要であると考へております。

農林水産省といたしましては、系統組織の自主性を尊重しつつ農協系統金融の本来の使命にのっとり、組合員農家の営農や生活の実態に即した貸し付けがなされるよう、適切に指導してまいりたいと思ひます。

○委員長(坂元親男) 両案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後一時三十六分散会

七月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十七年産米価の引上げに関する請願(第五三二二号)

一、農畜産物の輸入自由化・枠拡大反対等に関する請願(第五三二六号)

第五三二二号 昭和五十七年七月七日受理

昭和五十七年産米価の引上げに関する請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議院内 加賀田二四夫

紹介議員 長谷川信君

近年における米の消費減退に起因する過剩傾向は依然続いているが、国民の主要食糧である米の位置付けは変わるものではなく、消費者に喜ばれる良質米の安定生産を図ることが強く要請されている。また、諸物価、特に農業生産資材等の騰勢のなかで、自然的条件から米作に依存している新潟県農家経済に米価の及ぼす影響は極めて大きい。よつて、昭和五十七年産米価について、米の消費拡大にもつながらる良質米生産の拡大強化を図り、再生産を確保し、都市労働者並みの所得を補償するに足る米価を早期に決定するよう強く要望する。

第五三二六号 昭和五十七年七月八日受理

農畜産物の輸入自由化・枠拡大反対等に関する請願(二通)

請願者 福島市御山町榎田四八ノ五三福島県単位農業協同組合労働組合連合会内 鍋島敏雄外一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三九一〇号と同じである。

七月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願(第五三三三三号)(第五三三四号)(第五三三二二号)

一、昭和五十七年産米価並びに稲作農業の生産性向上に関する請願(第五三三六九号)

一、松くい虫の防除に関する請願(第五三七〇号)

一、農畜産物の輸入拡大阻止に関する請願(第五三七二一七号)

一、昭和五十七年産米の政府買入価格の引上げに関する請願(第五三七二二二号)

一、農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願(第五三七三三三号)

一、農林業再建・生産者米価等引上げ等に関する請願(第五三八九号)(第五四二二二号)

一、農業基本政策の確立並びに昭和五十七年産米の政府買入価格に関する請願(第五四二八号)

一、食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願(第五四二九九号)

一、生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願(第五四三二二号)(第五四三三三三号)(第五四三三四四号)(第五四三三五五号)(第五四三六六六号)

第五三三三三三号 昭和五十七年七月九日受理

食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願

請願者 長野県上田市市中野三〇 木村武一郎外八百九十九名

紹介議員 小山 一平君

農家経済は、二年連続の冷害害、生産資材価格の高騰、生産調整の実施などにより苦しさを増している。しかも、貿易不均衡に端を発した日米貿易交渉は、結論を先に延ばしたといえ、依然として農産物自由化への動きは強いものがある。また、行政改革による農業補助金の減額、食糧制度の見直しなど、農業をめぐる情勢は一層厳しく、農家の経営は危機に直面している。こうした困難な情勢のなかで、我々は食料・農業基本政策並びに米穀政策の確立について、全国の農家の意思を結集して運動を進めている。農家が安心して生産に励める体制を確立することこそ、国民食料を安定的に供給し得る道だと確信する。今こそ、食糧制度の拡充強化・食料自給率の向上、米価の引上げなど、食料・農業政策の基本を確立することが重要と考へる。ついでには、速やかに次の措置をとられたい。

一、食料の無秩序な輸入政策をやめ、国内自給率向上のため、備蓄体制の確立など食料・農業基本政策を確立すること。

二、土地盤整備の拡充強化など稲作経営の強化・安定を図ること。

三、水田利用再編対策は、転作面積の不拡大を基本に、飼料米など他用途米の開発・研究体制の強化、転作奨励補助金の水準維持など、その定着を図ること。

四、米穀の政府全量管理による食糧制度の堅持と運営の健全化を図ること。

五、昭和五十七年産米の政府買入価格は、稲作に必要な生産資材等と労賃の上昇に見合う、六十キログラム当たり一万八千二百五十一円に引き上げること。

第五三三四四号 昭和五十七年七月九日受理

食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市桜町二ノ五飯伊米備

對策本部内 滝沢実外 一万二千七十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五三三三三号と同じである。

第五三三三三号 昭和五十七年七月十三日受理

食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願

請願者 長野県佐久市常田二四四 上原富雄 外八百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五三三三三号と同じである。

第五三三六九号 昭和五十七年七月十三日受理

昭和五十七年産米価並びに稲作農業の生産性向上に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八 茨城県議會内 常井文男

紹介議員 郡 祐一君

最近の我が國農業を取り巻く情勢は、食料消費の伸縮、農産物の輸入問題、資材価格の高騰など厳しい状況にある。このような情勢にあつて、日本農業の健全な発展と国民食料の安定的な確保のためには、総合的な食料自給力の強化と農家経済の安定向上を図ることが重要である。よつて、農家が明るい展望のもとに生産に励み、活力ある豊かな農業が展開できるよう、農業団体の要望を考慮のうえ、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

一、昭和五十七年産米の政府買入価格等に関する事項

昭和五十七年産米価の決定にあつては、国民食料の安定確保、農家経済の安定向上という基本的立場に立ち、二箇年にわたる冷害を考慮し、米生産農家の再生産力の確保を基本として、適正な価格で決定すること。

二、食料・農業政策の基本に関する事項

1 農産物の輸入自由化・枠拡大を阻止し、国内自給力向上政策と主要食料の備蓄体制の確立を図るとともに、日本型食生活定着化への誘導と国内農畜産物の需要拡大対策を積極的に展開すること。

2 農用地の確保・開発を積極的に進めるとともに、土地基盤整備の拡充強化を図ること。

3 生産性の向上、コストの低減を図るための施策を強化すること。

三、稲作経営の強化・安定に関する事項

1 土地基盤整備事業の拡充強化を図るとともに、農地の流動化・規模拡大対策を進め、地域営農集団の育成対策を強化すること。

2 農業経営の安定を図るため、農産物価格の充実・強化をすること。

3 高生産性技術、品種改良等の研究開発を促進すること。

四、水田利用再編対策に関する事項

1 飼料用など他用途米の需要開発や流通の仕組み等を検討するとともに、生産コスト引下げの技術開発を促進すること。

2 転作の定着化に必要な条件整備や集団化、団地化対策の充実強化を図るとともに、奨励補助金の水準を維持すること。

五、食料制度の堅持、健全化に関する事項

1 食料制度を堅持し、自主流通米制度の健全な運用を図る奨励助成及び小麦への生産誘導、良質麦の生産振興など麦の計画的な生産流通を促進する奨励助成を継続すること。

2 不正規流通の防止及び集荷・販売業者に対する指導の徹底を図ること。

六、麦の生産振興に関する事項

小麦の極早生多収種栽培技術の研究開発を強化するとともに、品質向上と物流の合理化を図るため、ばら調整保管出荷施設設置を促進すること。

すること。

第五三七〇号 昭和五十七年七月十三日受理

松くい虫の防除に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

松くい虫による被害の発生は、近年、東北地方北部にまで及び林業振興等に与える影響は極めて大きいものがある。よつて、松くい虫を徹底的に駆除し、被害を絶滅できる防除技術の確立を急ぐとともに、防除地域の実勢に適合した予算の増額を図るよう強く要望する。

第五三七七号 昭和五十七年七月十三日受理

農畜産物の輸入拡大阻止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

現在の我が國の農業は、主要農畜産物の生産調整や価格の低迷、生産資材価格の高騰など種々困難な問題を抱えており、このような状況下にあつて、岩手県では、農業生産の再編成と生産性の向上に努力している。牛肉等の残存輸入制限品目は、いづれ我が國農業の重要な基幹作物となつており、この輸入規制を緩和することは、県農業にとつても重大な影響を及ぼすものである。ついでには、国内農業の健全な発展と食糧自給力の向上を図るため、次の措置をとるよう強く要望する。

一、国内農業を圧迫する牛肉、オレンジ等をはじめとする農畜産物の輸入自由化並びに輸入枠の拡大は行わないこと。

二、農畜産物の輸入拡大のための東京ラウンドによる関税引下げの前倒しや、非関税障壁の撤廃は行わないこと。

三、アメリカのチチュウカイミバエ発生に伴う果実の輸入規制は同害虫の発生活動期を控え

ているのでこれを緩和しないこと。

第五三七二号 昭和五十七年七月十三日受理

昭和五十七年産米の政府買入価格の引上げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

稲作農家は、極めて厳しい条件のもとにありながら、水田利用再編対策に真剣に取り組み、政府の示す目標を着実に達成してきている。しかしながら、最近の稲作経営は、米価の抑制に加えて、農業生産資材、労賃、地代の上昇により生産コストが増高し、更に、昭和五十五年、同五十六年の連年災害により収益性の低下が著しく特に稲作を主体とする農家はかつてない苦境に追い込まれている。よつて、かかる実情を十分考慮し、昭和五十七年産米の政府買入価格を引き上げるよう強く要望する。

第五三七三号 昭和五十七年七月十三日受理

農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

岩手県は、農林水産業を中心とする第一次産業を県民の生活と経済の基本に据え、生産性の高い活力ある農林水産業を展開しているが、この推進役として、農林水産業改良普及事業は、農林水産業の近代化と生産性の向上に大きな役割を果たしている。ついでには、今後一層農林水産業者の創意を生かしながら地域の実情に即した農林水産業の振興を図るため、農林水産業普及事業の維持強化を期するよう強く要望する。

第五三八九号 昭和五十七年七月十四日受理
農林業再建・生産者米麦価等引上げ等に関する請願
請願者 長野市若穂保科二、四六五 竹内
一布外七百九十名

紹介議員 小山 一平君

貿易不均等に端を発した日米農産物交渉は、結論を秋に持ち越したといえ、依然として自由化の強い圧力は続いている。今でも、世界最大の農林水産物輸入国の一つである日本が、この自由化を許すならば、農林業は壊滅的な打撃を受け、大切な国民食糧は、ほとんど外国に依存することになる。ただでさえ、日本の農林業者は、減反や生産調整を強いられ困難な状況に置かれ、しかも、政府は行政改革と称して、農業破壊政策を更に強化し、米価等の引上げを拒んでいる。農業や国民の大切な食糧を財政事情だけで論ずるのは大変危険である。むしろこれまで、農林業に必要な土地、人、水を減らし続けてきた政策を転換させ、今こそ日本の農林業を再建し、食糧自給率の向上を図り、国民に安定的供給を行うために生産者米麦価等の引上げを図らなければならない。ついでには、速やかに次の措置をとらねばならない。

一、行政改革の名による農林業破壊政策をやめ、国内自給率向上を基本に、農林業再建の基本政策を確立すること。
二、生産者米・麦・葉たばこ価格を大幅に引き上げること。
三、農林水産物の輸入自由化・枠拡大をやめ、自給率の向上を図ること。
四、食糧制度を拡充強化し、主要穀類を管理品目に組み入れること。
五、飼料米など米の多角的利用の研究・普及に積極的な対策を講ずること。

第五四二二号 昭和五十七年七月十五日受理
農林業再建・生産者米麦価等引上げ等に関する請願
請願者 長野県中野市片塩七ノ九 鈴木

喜夫外千七百七十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五三八九号と同じである。

第五四二八号 昭和五十七年七月十五日受理
農業基本政策の確立並びに昭和五十七年度米の政府買入価格に関する請願
請願者 熊本市津浦町四〇ノ五 八木繁尚
紹介議員 三浦 八水君

我が国農業の健全な発展を図り食糧の自給率を高めることは、国家と民族の安全を確保するうえから極めて重要な課題である。しかしながら、最近、我が国の農業は農産物の需要の停滞や価格の低迷などの問題に直面し、まことに厳しい状況にあるが、そのようななかで、農産物の輸入自由化、枠拡大の強い要請や、第二次臨時行政調査会による厳しい農政改革の提唱などが相次いでいることから、農家は、今後の経営に対して大きな不安を抱えている。よって、農家が将来にわたって安心して農業に従事できるよう、次の事項につき善処するよう強く要望する。

一、国民が必要とする食糧については、国家と民族の安全を確保するという観点から、国内自給率を高めることが重要であるので、このために必要な基本政策を確立すること。
二、米は、国民食糧の基盤をなす重要な作物であるので、今後とも食糧管理制度を維持するとともに、昭和五十七年度米の政府買入価格については、農業団体等が要求している方式により適正な価格を決定すること。

第五四二九号 昭和五十七年七月十五日受理
食料・農業基本政策の確立並びに要求米価実現に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡山形村二、六五二 山形農業協同組合組合長理事 斉
藤清外一万三百六十五名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第五三三三三号と同じである。

第五四三二号 昭和五十七年七月十五日受理
生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願
請願者 秋田県横手市清水町新田宮下一七
〇 高橋文四郎外二十名
紹介議員 下田 京子君

現在、農民は二年続きの冷害と米価の据置き、減反・転作の拡大によつて農業収入が戦後初めて前年以下に落ち込むなど、経営と生活が重大な危機に立たされ、秋田県内だけでも、前年より米代金だけで三百八十億円の収入減となつており、極めて深刻な状況にある。しかし、政府は農畜産物の輸入枠拡大や自由化を推し進めており、これは日本農業を破壊するばかりか国民の食糧を外国に依存するという極めて危険な政策である。また、政府と財界主導で進められている行政改革では(一)生産者米価は中核農家の生産コストと所得を基準とする。(二)生産者米価と消費者米価の売買逆差の早期解消。(三)自主流通米助成金の縮小・合理化。飼食糧管理法による全量管理方式の見直し。(四)水田再編対策の転作奨励金依存からの脱却。などの第二次臨時行政調査会の部会報告が出され、本格的な協議がなされようとしているが、これらのことが、農業と農民生活を破壊することは明らかであり、既に全国農協中央会、全国農業会議所などでも「農政に関する見解」をまとめ、全面的な反対を表明している。ついでには、昭和五十七年度生産者米価の決定時期にあたり、秋田県農業を守り発展させるために、次の事項の実現を図られたい。

一、昭和五十七年度米の政府買入価格は、生産費及び所得補償方式により一俵(六十キログラム)二万二千五百九十二円とすること。
二、農畜産物の輸入自由化枠拡大を阻止し、国内食糧の自給率の向上を基本にした農政を確立すること。

第五四三三三号 昭和五十七年七月十五日受理
生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願
請願者 秋田県横手市猪岡堂原一七 松井
長太郎外二十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五四三二号と同じである。

立すること。
三、飼料穀物であるえさ用稲を転作作物として認め、すべての試作田を転作面積にカウントすること。
四、第二次臨時行政調査会の第一部会報告による食糧管理法の改悪、転作奨励金の削減、自主流通米助成金の縮小等に反対し、農業と農民の暮らしを守ることを。

第五四三三三号 昭和五十七年七月十五日受理
生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願
請願者 秋田県横手市赤川 阿部友吉外十
九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五四三二号と同じである。

第五四三四号 昭和五十七年七月十五日受理
生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願
請願者 秋田県横手市城野岡二二 佐藤
勝治外十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五四三二号と同じである。

第五四三五号 昭和五十七年七月十五日受理
生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現等に関する請願
請願者 長野県中野市片塩七ノ九 鈴木

請願者 秋田県横手市三本柳 高橋智外十
九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五四三一号と同じである。

第五四三六号 昭和五十七年七月十五日受理

生産費及び所得補償方式による生産者米価の実現
等に関する請願

請願者 秋田県横手市猪岡水越五一 高橋
長左エ門外十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五四三一号と同じである。